

論 説

刑 の 量 定

—インディアナ州の量刑改革の検討—

中 村 秀 次

目 次

- 一 まえがき
- 二 本論
 - (1) インディアナの量刑法概観
 - (2) 裁量の問題
 - (3) 刑の厳しさの問題
- 三 あとがき

刑 の 量 定

本論稿は、インディアナ刑法典中の量刑条項をとりあげて、最近のアメリカにおける量刑改革の理念・約束事項とそれが官僚組織内でどのように実現されるのかどうかを概観し、量刑改革一般への手振りを提供することを目的とす

（1）インディアナ新刑法典は、一九七七年に実施された。（Indiana Penal Code, Title 35, Criminal Law and Procedure, Articles 41-50.）これは、最近のアメリカ量刑改革の第一世代の所謂定期量刑システムのうち、マーン、カリファルニアに次いで第三番目のことであった。

アメリカの量刑をめぐる理論と実務は、この二十年の間に顕著な変遷を示してゐた。リハビリテーション理念の衰退と、それに代るべき量刑目的を模索する活発な試行がそれである。一九世紀末葉を中心とした量刑改革の世代の間では、量刑における自由裁量と柔軟性とが強調された。リハビリ的理想への信頼が衰えるにつれて、今度は、just desert, incapacitation 等の考え方に関心が高まるることになった。そりでは、量刑上の一貫性と自由裁量の限定が強調されることになった。刑の非決定性（indeterminacy）が批判的となり、決定性をもつた量刑政策が主張された。⁽³⁾ 不定期刑（indeterminate sentence）については、その基礎に横たわる強制的なリハビリテーションの観念が先ず批判された。⁽⁴⁾ 犯罪人の特殊事情に個別的に関心を集中することの無効さ、無益さが主張された。實際、リハビリテーションを通じて再犯を防止ないし減少させる確かな方法を発見し、組織化できると希望すべき理由はない、という信念が顕在化し、優勢となってきた。⁽⁵⁾ 矯正施設制度内のリハビリテーションは神話である、と結論づけられるのが一般であった。こうして、犯罪人の個別の処遇への要求は衰退し、その代り、たとえ何らかの処遇が提供されるとしても、それは、純粹に任意的に利用可能なものであるべきことが求められた。⁽⁶⁾ 仮に強制的処遇形態が限定された条件の下で何らかの成功を収め得たとしても、量刑改革の推進者たちは、なおそれは不公正なものであると主張するであろう。⁽⁷⁾ 一定のモラル・倫理観念を外部から強制するというような矯正処遇は、本来的に「自由社会」の許容できない事態として退けられる。⁽⁸⁾ 不定期刑と個別の処遇（「処遇の個別化」）思想が現実的に結果したことは、積極的な改革の増進とうよりは、むしろ「残酷で不公平な」事態と見られることになつた。⁽¹⁰⁾

この潜在的不公平さは、量刑上の不同等性 (disparity) が常態化する」とによって更に倍加された。⁽¹⁾ 司法裁量は、

実際には合理的な量刑目的によつて適合的に指導されるというよりむしろ司法組織の運用目標に適応させられる、という結果を生み出していた。裁判官は、一般的に当初の改革理念であったはずの人道主義的使命を達するためというより、むしろシステムの有効性と迅速さを高めるための手段として、自由裁量を行使するものと見られることになった。パロール機関も、受刑者の社会的危険性を「客観的・科学的」に判断することに努めるというより、むしろプリンスンの管理・運営の必要性に馴致されがちなものと見られることになった。こうして、パロール決定は、基本的に恣意的となり、犯罪者は適正手続の保障と各種の法的援助を奪われることになったと判断された。パロールは、受刑者に対する自己改善のための動機づけを与えるものとしてより、むしろ受刑者を管理・統制するための心理的操作手段と化した、と批判された。⁽²⁾

こうして、直接的な法制度の面からも決定性をもつた量刑への改革の動きが醸成された。改革の第一の眼目は、刑の量定、刑罰の実現をめぐつて公正さと確実さを達することであった。そのためには、何よりも予測可能性 (predictability) と釣合 (commensurability) とが強調されなければならなかつた。従前の量刑実務に滲透していた便益・便宜性、気紛れ、恣意性は、予測可能な処罰と取り換えられるべきであり、明確な規準 (standards) によって指導されるべきであり、刑罰は犯罪行為そのものの非難可能性の程度に見合うべきものとされた。広範な量刑裁量及びパロール裁量に随伴した刑の不平等性が非難され、刑罰は法の支配の下に置かれなければならないとされた。量刑改革思想によれば、予測可能性を高めるには、第一に、夫々の犯罪行為に対してどれほどの刑罰がふさわしいかを量定するための規準ないし指針が作成される必要がある。第二には、有罪決定された者がブリズンに収容される場合には、その予期される受刑期間（刑期）が早期に知らされる必要があるということである。その逆に、伝統的量刑実務が非決定性

説をもつと言わたしたのは、一つは、刑の量定をする裁判官及び執行決定をするパロール機関の自由裁量を規制すべき一般的規準がないという意味であったし、今一つは、受刑者は相当長い期間拘禁された後に初めて受刑期間（刑期）を告知されるという意味であった。こうして、量刑規準の設定と刑期の早期（初期）告知が決定性をもつた刑（定期刑）の標識と考えられた。

規準作成の様式には多様性が見られた。ある者は、各犯罪類型に対して推定刑（presumptive sentence）と称される特定の標準的刑量があると主張した。⁽¹³⁾ ある者は処罰範囲という考え方を提示した。⁽¹⁴⁾ またある者は、主要犯罪を更に細分化し、それに対応する刑を想定するというような方式を考案した。⁽¹⁵⁾ 規準作成の主体についても種々の考え方が示された。ある者は、立法者自身が量刑規準を作成することを主張した。⁽¹⁶⁾ カリフォルニアはその方式を採用した。（Cal. Stats. 1976, ch. 1139.）ある者は量刑委員会方式を主張した。⁽¹⁷⁾ ミネソタはこの方式を採用した。（Minn. Stats. 1978.）またある者は、「この役目をパロール部門に期待し、オレゴンはこのやり方を選択した。（Ore. Stats. 1977.）

達成方法は様々であるが、背景をなす量刑改革の主題——量刑裁量を指導し、制約する規準の存在——については明確な一致があった。求められたのは、刑の厳しさということではなく、量刑政策の一貫性であった。単純化して言えば、「重大な」犯罪に対して「寛大な」処罰が加えられる」とも、軽い犯罪に対して厳刑が加えられる」とも退けられる、ということであった。

要するに、従来の支配的量刑の理想であつたりハビリテーションの一連の思想系列は疑問視され、根底的に不公正なものとして批判され、それに代つて釣合・均衡が強調された。⁽¹⁸⁾ 刑罰は非難を帰属させるものである。刑罰の量が犯罪行為の非難可能性の程度と一致すべきことは、正義の要求と考えられた。重大な犯罪のみが厳刑に倣し、重大でない犯罪は厳刑に倣しない。刑の厳しさは、犯罪行為の重大さに釣合わねばならない。犯罪行為の重大さは、刑を決定

するための基本的な判断基準とされるが、更に重要なことは、処罰の量と犯罪行為の重大さとの間に合理的な均衡（釣合）が保たれる、ということであった。行為の非難可能性と調和しない刑罰は、いかに犯罪統制技術として効果的であるように見えるとしても、不正なものとして排除されなければならなかつた。刑罰制度の存立には犯罪統制という目的観念が関わつてしていることが容認されるとしても、そのような目的の追求は、釣合・均衡の考え方で体現されるような道徳的限定に服しなければならないはずであつた。「正義」の限界内で、その規制を受けながら有効性を追求することであり、合理的で公正なシステムを作り出すことである、と言われた。⁽²¹⁾

さて、今回のアメリカ量刑改革の第一世代を構成する定期刑システムの擁護者たちの現実的目標もまた何点かにまとめられている。⁽²²⁾ 第一に、広い意義における量刑手続を人間的で、可視的で、公正なものにすること。量刑を法の適正手続と平等保護の領域へと転換するため各段階の自由裁量の排除ないし規制が求められる。⁽²³⁾ 第二に、より効果的に犯罪に対応するためのシステムを創造すること。同種の犯罪で有罪決定された人々は、その犯罪記録が等価なものであるならば、同様の処罰を受けることが求められる。第三に、総体としての刑罰施設の拘禁コストの平均化を図ること。拘禁年数を実質的に高めることなしに全犯罪の拘禁期間を配分し直すことが求められた。⁽²⁴⁾

二

(一) 一九七七年一〇月に実施されたインディアナ新刑法典は、度々先に述べたような新しい量刑改革の考え方を体現するものとして扱われた。⁽²⁵⁾ 一見したところでは、その法典は、改革された量刑法の諸特徴を持つているように見える。そこでは、主要に犯罪の重さ（gravity）に基づいて刑罰の量を決定する量刑規準が設定されているし、推定刑

(presumptive sentence) 方式が用いられてゐる。五つの等級に分類された重罪群の夫々に対しても明確な刑が規定され、特定の加重・減輕事情を考慮する」ことが認められてゐる。有罪決定された被告人は、裁判官が刑を幅広く渡す時点では、その受刑期間（刑期）を知る「ことが予想される」。併し、結論的に言えど、インディアナ刑法典の量刑条項は、一応定期量刑の体裁をとつてはいるが、子細に検討してみれば、今度の量刑改革の理念である一貫性（consistency）及び正義・公平（justice）の観念とは一致しない。⁽²⁶⁾

インディアナ新刑法典の制定は、量刑改革以上の意味内容を持つてゐる。それは、実体刑法の包括的な再構成と評される。例えば、それまで五百〇〇以上におよんだ犯罪は、およそ二〇〇〇の新しい犯罪類型に整理された。各犯罪構成要素には多くの修正が施された。⁽²⁷⁾

インディアナ刑法典の量刑条項は、定期量刑（determinate sentencing）の混成（hybrid）形式と呼ばれる」とがある。推定刑（刑の特定・加重・減輕事情の容認、ペニアル機能の限定）の構想を採用しつゝ、刑期の決定においては相当広範な司法裁量が認められているので、その量刑特性は、メインのような「司法的」形式とも、カリフォルニアのような「立法的」形式とも異なるものがあるかと言へば、⁽²⁸⁾

インディアナの刑法典は、すべての犯罪を一〇の範疇に分類してゐる。「重罪」（felony）を五群に（§§35-50-2-1 to 35-50-2-7）、「軽罪」（misdemeanour）を二群に（§§35-50-3-2 to 35-50-3-3）、「類犯」（infraction）を二群に（§§35-50-4-2 to 35-50-4-4）分けている。殆どの犯罪は、随伴する事情に応じて複数の範疇にまたがるものとなる。例えば、原型的にはA群がB群の重罪であつても、それから重大な傷害が生じたり、致命的な有形力を行使したり、その脅威を及ぼしたり、被害者の年齢の如何によつて、A群の重罪に変更されることがある。したがつて定期刑が加えねばならぬ場合である。

各犯罪範疇に対して刑の範囲が規定され、裁判所に対して、量刑基準において定期刑を加えねばならぬ場合である。そ

刑の量定

表1 インディアナ刑法典の量刑構造

犯罪群	推定刑	加重範囲	減軽範囲	全範囲	例
Murder	40年 (又は死)	1—20年	1—10年	30—60年	
A群重罪	30年	1—20	1—10	20—50	kidnapping(身代金目的) 主要薬物取引
B群重罪	10年	1—10	1—4	6—20	rape armed robbery
C群重罪	5年	1—3	1—3	2—8	unarmed robbery burglary
D群重罪	2年	1—2	—	2—4	theft
A群軽罪	0—1年	—	—		
B群軽罪	0—6月	—	—		

(注1の諸論文より構成)

こでは、すべての重罪に対して推定刑を特定しつつ、加重・減軽事情が認定される場合に、その刑から離脱することが認められている。これらの条項は表1のように要約される。併し、インディアナ刑法典の中に見られる加重・減軽事情のリストは、包括的ではないし、裁判所を拘束するものでもない。例えば、加重事情として掲げられているのは以下の通りであるが、加重事情はそれらの場合に限られない。(1) プロペーション、パロールなしし恩赦の許容条件に違反した場合、(2) 犯罪経験をもつ場合、(3) 必要な矯正処遇ないしリハビリ処遇を受けるには刑事施設拘禁が最適である場合、(4) 刑の猶予、減軽、プロペーションでは犯罪の重大さに見合わない場合、(5) 犯罪被害者が六五歳以上の場合、(6) 犯罪被害者が精神・身体の障害をもつ場合。

減軽事情には以下の場合が含まれるが、これもまた限定列記とはされていない。(1) 人や財産に対して重大な侵害ないしその脅威を与えたなかった場合、あるい

はそのような重大な侵害の惹起・脅威をもたらすことを予期しなかつた場合、(2) 再発が考えられないような事情の結果であった場合、(3) 被害者がその犯罪を誘引したり、容易にした場合、(4) 抗弁を確立するには至らなかつたが、犯罪に対して責任を減じたり、正当化したりするような根拠がある場合、(5) 強力な挑発下の行為、(6) 非行ないし犯罪経験のない場合、あるいは犯罪を犯す前に相当期間にわたって違法生活を送っていた場合、(7) ブローチョンや短期ブリズン刑に応答する積極性がある場合、(8) その性格・態度から恐らく再び犯罪を犯すことはないであろうと判断される場合、(9) 犯罪被害者に対してその被害賠償が行われる場合、(10) ブリズンへの収容は、その本人ないしその依存者に対して不当に苛酷な結果を生ずるであろう場合。 (§ 35-4-1-4-7.)

軽罪と違犯の場合には、各犯罪群に対して刑罰の上限のみが規定され、その限度内で如何なる刑を加えるかは裁判所の自由裁量に任されている。

以上のような緩やかな量刑の様式は、以下にあげるような場合には更に幅広いものとなる。第一に、謀殺罪で有罪決定された場合、法定の加重事情の少くとも一つが立証されたときは死刑を言い渡され得る。(§ 35-50-2-9.) 第二に、有罪決定された重罪犯が、以前に二つの関連性のない重罪で有罪決定されたことがある場合には、州当局は、裁判所に対して「常習的犯罪人」(habitual offender) とこう決定を下すよう請求できる。この範疇にあてはめられた者は、当該犯罪の刑に必要的に三〇年の刑を追加される(§ 35-50-2-8.) 第三に、裁判所は、D群の重罪をA群の軽罪として取り扱う権限を与えられている。(§ 35-50-2-7-(b).) それらのD群の重罪は常習犯罪人条項から特に排除される。第四に、数罪の犯罪で有罪決定される場合、裁判所は、大抵の場合、刑が同時的(並科的)に執行されるべきか、それとも継起的(累加的)に執行されるべきかを決定する裁量権を与えられてしむ。(§ 35-50-1-2-(a).) 一定の事情がある場合は、継起的執行が義務づけられている。(§ 35-50-1-2-(b).)

尚、「トロマーショ」(suspended sentence)が適用されるのは、一定類型の重罪（武器を使用した場合、身体傷害を結果とした場合、子供に対して犯された場合）を除く初犯者に対してのみである。

法典は、所謂二分的量刑手続を採用している。裁判官は、公判に引き続いで、併し公判からは分離したヒアリングによいで、刑を決定する。陪審が量刑に関わりをもつのは、謀殺事件の場合に限られている。その場合、陪審は裁判官に対して死刑を勧告である。併し、裁判官はその陪審の勧告に従うことを要求されるものではない。(§35-50-2-9.) 量刑ヒアリングで訴追者は、加重・減輕事情の証拠を提出して刑の修正を勧告である。(§35-4.1-4-3.)

(一) 以上の通り、インディアナ刑法典は、外観上明確性・確定性を生み出している。各群の重罪は夫々その推定刑を規定されており、裁判官はそれに変更を加えようとする場合には、法定の加重・減輕事情の一覧表と照し合わせなくてはならない。併し、この外観の背後には異なる現実が横たわっている。裁判官及び矯正職員になお広範な自由裁量が与えられている。前者は、加重・減輕事情の判断に関連し、後者は、善時(good time, credit time)の判断に関連している。⁽³⁾

determinate sentencing law といふのは、司法裁量を実質的に減少せしめるものであると考えられるのが通例であろう。併し、インディアナの立法者は、表向き柔軟性を欠いた刑罰が個別事件に適用され、硬直な、不適切な結果を招くのを防止するという名目の下に、司法部に自由裁量を与えておかねばならないという認識に立ったものと言われる。実際の所、後述の通り、新刑法典の下で裁判官は以前の不定期刑システムのものよりもと効果的な自由裁量を有するといふべきである。

先ず、以前と同様に、裁判官は初犯者について刑を猶予し、トロマーショに付するかどうかの裁量を有するであろう。(§30-50-2-2.) 最も広範にわたる裁量は、加重・減輕事情の解釈に関するものである。それはまた刑を猶予す

べき決定と定期刑の選定との双方に影響を及ぼすことが予想される。裁判官は、加重・減輕事情を解釈するに当つて、どのように自由裁量を行使するかを正確に予測することは困難である。既述の通り、法に掲記された事情のうち幾つかのものは明確に特定され得ると思われるが、それ以外のものは曖昧であり、種々の解釈の余地を残すものである。加重事情の(3)などがその一例である。(§35-1.1-4-7-(1)(3).) 先の表に示されるように、加重・減輕事情として許容される離脱の幅は可成り大きく、謀殺罪以外の重罪にとって、刑が裁判官によって操作される度合いは、推定刑自体に等しいか、あるいはそれを超えるものである。例えば、身代金目的の誘拐罪や武装強姦罪は A 群の犯罪に該当し、三〇年の推定刑にあたるが、これは五〇年まで加重され得るし、逆に二〇年まで減輕され得る。その幅は推定刑自体と同じく三〇年である。強姦罪及び武装強盗罪は B 群の犯罪であり、推定刑は一〇年であるが、更に一〇年が追加され、あるいは四年が差引かれ得る。有効裁量幅は六年から二〇年まで一四年となつて、推定刑自体よりも大きいものとなる。非武装強盗及び burglary は C 群の重罪であり、その推定刑は五年であるが、八年まで引き上げられ、あるいは二年まで引き下げられ得る。裁量の幅は六年である。窃盜罪 (theft) は D 群の重罪であり、その推定刑は二年であるが、これは更に二年加重され得る。幅は二年から四年までとなるが、先述のように、裁判官は、D 群の重罪を A 群の輕罪として取り扱う自由裁量をもつてゐる。このような幅広さのために、法定の加重・減輕事情は甚しく重要性を付与されることになる。しかるに先述の通り、これらの事情の幾つかは極めて曖昧である。その中には、リハビリテーション及び予測思想が再び導き入れられたりしている。例えば、「〇〇年の推定刑をもつ武装強盗罪 (armed robbery) は、『刑事施設に拘禁することによって必要な最良の矯正処遇、社会復帰的処遇を提供され得る』と判断されると、その刑は二倍にまで高められる」とになる。他方、「その者の性格・態度からみて恐らく犯罪に陥る」ことないであろう」と判断されると、その刑は四〇パーセント縮められ得る。(§35-1.1-4-7.) インディアナ新刑法典の立

法者たるが just desert の哲学によつて指導されたものではあり得ない」とは、以上のよだな量刑条項からみても明らかである。その加重・減軽の範囲は余りにも大き⁽³⁴⁾。

不定期量刑法の下での裁量幅と単に比較した場合にも、新しいインディアナ刑法典の量刑原理が如何なるものであるのか、定期量刑法の改革の理念と如何に結びつき得るのか、疑問視されるのは当然であろう。一つの比較研究がその」ことを明らかにしている。⁽³⁵⁾ 例えば、兇器なしし致命的有形力を伴う加重強姦罪 (forcible rape) で刑の幅は一九年から二〇年に増加し、住居侵入罪 (burglary) は、第一級で一〇年から二〇年に、第二級で三年から一四年に、第三級で一年から六年に増加し、傷害を伴う強盗罪で〇から三〇年に増加していく。

さて、新法の下で、ペロールの释放決定は廃止されたが、量刑決定への矯正部門の干与は排除されることはない。インディアナの立法者は、アリゾンの規律秩序を維持するための強力な手段を求める矯正部門の要求を認知した。そのため、従来の善時制 (good time, credit time) が効果的に利用される」とはなかった。しかしして、受刑者のアリゾンからの释放 (release) は、以前に知られていなかったように、credit time, good time の取得によつて支配される」とになる。その際の換算率はどうかと言えば、Ⅲ群に割り当たられるほど、受刑期間の短縮は殆ど零に等しいであろうし、一群に割り当たると、五〇ペーセントも短縮される、といふのである。受刑者は、「善時」を受けるためⅡ群の群に分類される。一群は、受刑者が一日毎に一日の短縮を獲得する五〇ペーセントの減少を行うものである。Ⅱ群は、一日毎に一日の短縮を獲得する二〇ペーセントの減少を行い、Ⅲ群は、「善時」は得られない。(§35-50-6-3.) 受刑者は、先ず最初に一群に割り振られる。Ⅱ群なししⅢ群への変更は、受刑者が矯正部門の規則なしし規制に違反することによって生じ得る。その規則といふのは、事の性質上と言われるかもしけないが、極めて曖昧な内容をとどめており、例えば、「看守によつて指示されたような仕事をしない」とが、「平穏を乱したり、施設又は受刑者の存

在するその他の地域の日課的業務を乱したりする」というような文言で書かれている。⁽³⁶⁾ いの再罰当は、矯正局長(*commissioner*)によって任命された矯正職員から成る規律委員会の前でヒアリングを受けた後でのみ行われる。このヒアリングでの受刑者の権利は、知らされる権利、証拠を提出する権利、そして——委員会が許可しないための相当の理由があると判断しない場合——証人と対面し、反対尋問する権利に限られている。(§35-50-6-1.) これは、受刑者の現実の受刑期間について矯正部門の大輒な自由裁量を認めるものである。更に、これは、全体としての量刑をめぐる数量の効果的範囲を一層拡張するものである。例えば、先の武装強盗犯は、裁判官から最も減輕された刑を言い渡され、矯正部門からその「善時」を完全に保持することを認められたとすれば、現実の受刑期間は三年ということになろう。他方、裁判官から最も加重された刑を宣告され、矯正部門からはその「善時」をすべてとりあげられたとすれば、現実の受刑期間は二〇年になることであろう。⁽³⁷⁾

インディアナの「善時」条項は、受刑者にとって基本権に対して脅威となるような不確実さを導入することになる。受刑者は、何時如何ようにしてプリズンから出られるのか、予め認識することが困難となる。規律違反は、どのような時点で生じたものであれ、その受刑期間を引き延ばす結果となり得る。インディアナ法には、カリフォルニア法がもつていて授与条項は存在しない。(Cal. Penal Code §2932.) この規律違反の決定は、規律委員会によつてヒアリングの後に行われる。その手続では、受刑者は、再分類審査を受ける権利の外に、lay-advocateの援助を受ける権利、事実についての書面による証明権、そして行政的審査を受ける資格を認められる。(§35-50-6-5(1),(2),(3).)併し、そこにはオレゴン州で要求されているような、独立の機関がその違反は「重大である」と決定しなければならない、というような配慮は見られない。⁽³⁸⁾ 尚、矯正局長(*commissioner*)は、専ら有利な群へ受刑者を復帰させたり、「善時」を回復せしむ権限を認められてゐる。(§35-50-6-5(c).)

受刑者に対して特定のヒアリングで一定の適正手続権が認められているとしても、以上の通り、「善時」の自由裁量的付与と剝奪をめぐっては現実に受刑者に可成りの不安・疑心を生み出すものと評される。⁽³⁹⁾ 決定性、公平さを目指す今回の量刑改革理念を尊重するならば、インディアナのような裁量方式は厳しく批判されねばなるまい。ブリズンでのその受刑期間を通じて、あらゆる規則・規律違反を全く避けることができると自信をもつて言うことのできるのは、著しい自制心をもつ受刑者だけであろう。⁽⁴⁰⁾ ひとたび規律違反が生ずれば、それに基づいてその「善時」を剝奪するかどうかの決定は、裁量権をもつ同じ矯正部門の規律委員会の手の中にある。このような制度の下では、未改革のパロールが存置されている場合と同様に、受刑者は、その現実の受刑期間について実際に確実な認識をもつことは困難である。

このように、実質的な釈放権限を矯正部門の自由裁量に委ねる体制を擁護する者は、もつともらしく見える理由を述べてはいる。「善時」は、受刑期間を受刑者自らの施設内の行動・態度に基づかせるものであって、その実際の受刑期間をコントロールすべき力を受刑者自身の手に委ねるものである、と。併し、これは安易な慣例的事実認識か余りに安穩な価値認識の表白ではないか、懸念される。受刑者は、如何なる種類の事例が実際に「善時」の否定に導き、如何なるものがそうでないかについての印象をもつことができる、といふことは本当であろう。併し、このような印象に基づく動機づけというものは、旧体制の不定期刑の下でパロール当局の釈放政策を何とかつかみ取ろうとした受刑者の過大に心労する不公平な努力と本質的に異なるものではないであろう。規律委員会が何をするかを推量することと、明白に特定時期に釈放される資格をもたされていることとの間には大きな隔たりがある。⁽⁴¹⁾ 刑の不平等性を結果するものは、自由裁量の存在ということだけではない。むしろ自由裁量とその効果的コントロールの欠如とが結ばれ合って生ずるものである。新インディアナ刑法典は、効果的な抑制機構も用意されないままに、実

質的に自由裁量への依存傾向を内包してゐる。⁽³³⁾ 要するに、改正前のインディアナ法は、矢張り規律違反に対する制裁措置として、バロール釈放に随伴した「善時」を用意していたが、「善時」による調整は、実際には極めて稀に、極端な場合にしか生じなかつた。新法の下では、コントロール手段としてのバロール決定が廢棄されたため、「善時」の重要性が増すことが予測された。矯正部門は、既に「善時」をより広範に使用することを報告しており、所内規律維持のためにこの制度に依拠しようとする傾向が現実化した。こうして、矯正当局にとって利用可能な自由裁量は、少くとも法技術的に広範囲に及ぶものである。即ち、矯正当局は、殆どのA群の重罪に対して一五年まで高めるよう支配権を手にすることであろうし、B群の重罪に対しては五年まで、C群の重罪に対しては二年半まで、そしてD群の重罪に対しては一年まで高めるよう制御されることになる。これは、以前に旧体制の下でバロール決定によって影響を受けていた刑期の実際的幅に相応すると言われる。かつて知事に対してのみ責任を負つていたバロール局は、今や矯正局長によって任命される矯正部門の職員にとって代わられた、というのが実情である。⁽³⁴⁾

「善時」を通して刑期を短縮させる可能性に加えて、clemency(寛刑措置)を通して刑を緩和する可能性が提供されてゐる。(Ind. Code Ann. 1.1-4-1(b).)⁽³⁵⁾ 定期量刑法制の下で刑を量定された者で、その刑が五年を超える者は、その刑の三分の一を終えた時点で「寛刑」のための請願を行うことができる。一九八〇年一〇月以前にも「寛刑」委員会は存在していたが、その構成員はバロール局に属する者と同一であった。同年月に「寛刑」委員会は廢棄され、その権限はバロール局に移つた。一九七七年に新刑法典が実施されて以来、「寛刑」請願は三八五件から一九八一年には六〇九件に増加した。「寛刑」請願がバロール釈放制度と同一の作用を営んでいるとすれば、これもまた問題を抱え込んだことになる。⁽³⁶⁾

さて、決定性(determinacy)の趣旨に沿つて、インディアナ・バロール局の権限は大幅に変更された。新法の下で

は、ブリズンに拘禁された重罪犯は、「善時」がなければ定期刑の満了をもって釈放される。(§ 35-50-6-1-(a).) 裁判所の宣告した定期刑の満了前に何らかの理由で釈放された者は、その刑期の残余期間ペロールに付せられる。(§ 35-50-6-1-(b).) ただ、その釈放日より一年以内にペロールが取り消されることなく経過した場合には、ペロールは解除される。ペロールが取り消される場合、その後の「善時」が得られなければ、その当初宣告された定期刑の残余期間ブリズンに収容される。(§§ 35-50-6-1-(b) & (c).) そのような場合には、インディアナ・ペロール局は、その改正前の不定期刑時代の機能を思わせるような決定権限を保持することになる。この点で、インディアナ法は、メーン及びカリフォルニアの改正法とは異なる。メーン及びカリフォルニアでは、ペロール型の機関が現実の受刑期間に及ぼす影響力を排除している。

(三) インディアナ新刑法典の量刑条項は、上述の通り、広範多岐にわたる多くの自由裁量の介在する余地を認めているので、そこで現実の受刑期間を秤量することは、特に困難であろう。これは、ブリズン収容者数の安定的画定の問題と関連してとりあげられてきた。定期刑の擁護者は、ブリズン収容者数を安定させ、あるいは減少させることが主張していたが、他方、現実にはその新しい体制は、そのままの適用ではむしろブリズン収容者数を増加させることになるであろう、と予測した。新・旧インディアナ刑法典の間で一般に刑罰が引き上げられたことははつきりしていても、それがどれほどであるかは明瞭ではない。その点、比較研究が幾つかとり行われてきた。ある研究では、⁽⁴⁷⁾ 旧法の基底として一九七六年前期のインディアナ矯正部門への重罪の入所者がとりあげられた。八つの犯罪範疇(その期の全入所者の八七・四パーセント)がとりあげられ、更に初犯者のみ(全入所者の五四・九パーセント)が分析対象とされた(総数二三四例)。旧法典の下での受刑期間のためには、八つの犯罪群で有罪決定された犯人に対して Uniform Parole Reports によって計算された直近の受刑期間が利用された。新刑法典の下での受刑期間の評価については、加重・減

軽事情の評価及び「善時」評価のため相応の考慮が払われた⁽⁴⁹⁾。その試算によれば、総体で現実の受刑期間は、新法下で四七・四パーセントの増加が示された。しかも、このサンプルは初犯者のみを含み、その許容可能な「善時」のすべてを獲得すると仮定されている点から見ると、顕著な増加がうかがえるであろう。各犯罪類型の間でも相違が現われた。willful homicide や七〇パーセント増、negligent homicide や一八・六パーセント減、armed robbery や三三パーセント増、unarmed robbery や一五・七パーセント増、burglary や一一一・九パーセント増、rape や一四・六パーセント増⁽⁵⁰⁾。

（51）

これがを見ると、インディアナ量刑改革は、組織的、体系的であると、うより、対症的、便宜的色彩が強く感じられるよう。一貫した量刑目的からの説明は困難であろう。若干の論者は、プリズン・スペースの拡張の必要性を予測したが、ニスト上の制約も強いので現実にはプリズン収容者数を抑制・管理するために各種の商議・取扱が行われる可能性が高いであろう。

このように改めて全体を眺めてみて、インディアナ新刑法典について、構造化されない自由裁量の温存の点より以上に非難されることがあるのだ⁽⁵²⁾。その刑の厳しさであった⁽⁵³⁾。例えば、オレゴンの新しい指針との比較が示された⁽⁵⁴⁾。(Oregon Administrative Rules SS 254-30-030~032.) オレゴンのパロール局の規則は、拘禁期間を当該違反の重大さと犯罪経歴・危険とに依拠せざる。オレゴンのサンプルでは、一九歳から二五歳の初犯者が想定されている。表に依れば、対照された五つの犯罪範疇について、インディアナの現実刑の厳しさが際立っている。

インディアナの処罰の水準も、論者によつては擁護されるかもしれない。専ら抑止や隔離を重視し、釣合・均衡に考慮を払わないような理論を信奉する者がそのような判断を下しても不思議ではない。併し、刑罰の公正さ、釣合を重要視する量刑改革の理念からすれば、事態は簡単には済まされないであろう。釣合・均衡性の問題は判断の問題で

刑の量定

表2 オレゴンとインディアナの受刑期間の比較

罪	オレゴン指針の受刑期間(年)	インディアナ法典の受刑期間(年)	オレゴンに対するインディアナの超過率
rape	4—5	11.0	+144
armed robbery	2—2.5	4.9	+122
unarmed robbery	1.3—1.8	4.7	+213
burglary	1.3—1.8	3.8	+153
theft	0.5—0.8	1.2	+ 50

(注1のヒルシュ論文より)

あるとすれば、相応に見解の分かれる」とは確かにあらう。それでも、インディアナ刑法典の下で行われるような処罰のレベルは不⁽⁵⁴⁾常に高い、というのが多くの論者の見方であるように思われる。⁽⁵⁵⁾ burglary や unarmed robbery は、一般には犯罪の重さとしては中間領域のものと考えられているが、インディアナ法では、burglary の初犯に四年の現実拘禁が釣合ひ、unarmed robbery の初犯は四年半の現実拘禁に値するとされているとすれば、その種の犯罪は悪質であるという前提があるのであらう。あるいは、当該ブリズン内での生活が極めて穏和であるという誇大な想定が必要であろう、と評される。⁽⁵⁶⁾ 確かに釣合・均衡性が正当な量刑目的として強調される所では、所内生活の厳しさは同一であると想定すれば、「長期拘禁刑」は「最悪」の犯罪群に對して適用され、それより軽い犯罪に對しては順次拘禁期間が低減されることが期待されるであらう。ところが、先の比較研究で burglary は一〇〇ペーセント以上の増加率を示している。しかも、表示された数字は受刑期間の平均値を指すものであり、個別的にはなお厳しい处罚の可能性が秘められてゐる。武装強盗罪 (armed robbery) の初犯に對する平均受刑期間は約五年であるとされてゐるが、個別的には「善時」を差し引いた後で

説

さえ一〇年に至る可能性がある。しかも、裁判官は社会復帰目的のためにも言い渡す刑を引き上げることができる以上、その強盗が別段「兎悪」と称されるようなものではなかつたとしても、事情によつては長期の刑を受けることになり得る。これに対し、インディアナ法のような量刑システムは、訴追事実を減低するために大層広範囲にわたつて plea 取引の余地を認めているから、実際にそのような長期刑が加えられることは稀である、と主張されるかもしれない。併し、それはまた、別種の不公正さを生み残すことになるであろう。その種の強盗犯は、取引によつて實際にはもっと軽い刑が想定される窃盗に取り換えられることが常態的に生ずるとすれば、インディアナのような処罰方式は、公式の処罰法式が無視された場合の、今一つの恩された法式としか釣合を保てないということになるであろう。⁽⁵⁵⁾

処罰の厳しさと処罰の不確実性との間には相関関係があることは経験的に知られていることである。社会制度に梓づけされた人間の本性を考慮に入れると、処罰は、厳しさを増せば増すほど不確実なものとなる傾向を免れ難いといふことである。この事実は、量刑改革運動の中で幾度も認識される機会のあつたはずのものであるが、インディアナの立法者の視界からは脱げ落ちたか、別様に解釈されたものであろう。⁽⁵⁶⁾ 公式の規準として規定される刑罰が重ければ重いほど、非公式の筋道を通じてそれを回避しようとする刺戟はますます大きなものとなる、というのは見易い理であろう。ところで、明確な量刑規準を公式に作定することが刑罰実務を効果的に抑制することになるかどうか、については議論のあるところである。定期量刑改革立法を批判する論者の中には、そのような規準は返つて自由裁量を量刑手続の可視的・顯在的場面から可視性の低い場面へ（特に訴追裁量へ）移行させる傾向にある、と主張するものがある⁽⁵⁷⁾。他方、定期量刑改革を擁護する論者の中には、その手続過程に参加する殆どどの者が公式に規定された処罰を合理的なものと認識する場合には、その規準は現実的処置に影響を与えることができる、と主張するものがある。何れの

見解がどのような形でより真実に近いかということは、実際には例えばオレゴンとかカリフオルニアのような、決定性を指向する量刑システムを真摯に選び取った州で、量刑規準が実際にどのようなインパクトを有したかを経験的に検討することによって決定されるべき事柄であろう。⁽⁶⁾併し、ここで一般的に言えることは、処罰が度を越えて引き上げられるにつれて、今回の量刑改革の本来的な理念の達成の機会は限りなく縮少するであろう、ということである。実際の所、現実に公式の文言に沿ったような厳刑を受けるような者とは、plea bargaining の申し出を何らかの理由で信念として、あるいは軽率に拒否したりするような者に限られるのかもしれないが、当該制度が非公式の措置・対応に依拠する度合が高くなるにつれて、正当な予測可能性への希望は限りなく失われていくことになるであろう。個々に自由裁量に基づく判断を下す者の——主観的思いがどうであれ——個人的意思・恣意の支配に大きく道を開いてしまい、「客観的な」法の支配の理念に基づく近代的人間の尊厳の自然的価値は、別途の功用目的の傍で見失われることになるであろう。修復機構を欠落させた功利的実証主義の先行は、諸多の色々の観念の強制と同様に、人間の尊厳の価値の不平等実現を結果するであろうし、その不公平な序列・階層制を脱しようとする目的観の喪失を招くかもしれない。

この種の量刑法を公平な釣合・均衡の観点から根本的に改善するためには、その刑罰をもつと「公正な」、そしてもつと「現実的な」水準にまで引き下げる必要がある。単に処罰範囲を狭めるだけでは不十分であるというだけでなく、それでは更に事態を悪化させることになるかもしない。例えば、強盗罪に対する推定刑を高い水準に固定したままでは、加重・減輕事情に対する刑の変更の許容範囲のみを半減させたりすることは、むしろ公式の刑罰制裁の厳しさを高める結果となるであろう。そのことは、再び非公式な plea bargaining 等を通じてそのような厳しい処罰を回避しようとする刺戟を強めることになるであろう。厳しさと確実性の問題は、前にも述べた通り、ここで

は緊密な結合関係にあると考えなくてはならない。处罚の予測可能性を高めるためには、先ず刑罰を「公正にみて」もつと「穂当な」ものにすることが必要であると言えよう。この点は、多くの論者の一致して主張するところである。⁽²⁾ と言えよう。ある学者（Norval Morris）は、インディアナ新刑法典に関して、「勿論、これらの条項が、書かれた通りに強制されることを期待する者はいない。それらの条項は、端的に言って、公衆の感情を宥めるためのものである」という趣旨のことを述べたと言わわれている。⁽³⁾ ここには、この種の刑法典のもつ一つの欠陥があがらさまに述べられている。「公衆」の態度・反応が、犯罪者に対するむき出しの恐怖と報復の欲求によつて支配されるような状況にある限り、量刑改革の理念に近づくことさえできまい。因みに、インディアナ刑法改正をめぐる立法府での討議の最終段階で、刑法典は余りに寛大すぎるとの厳しい批判が展開された。その結果、随所で刑が引き上げられた。併し、そのような修正以前の段階にあってすら、従前より二五ペーセントもの受刑期間の長期化をもたらすものであった。こうして、五〇ペーセントも厳しさを増した处罚制度が現実に額面通りに、予測可能に機能するということは考えにくい、ということである。⁽²⁾

以上のこととはまた、量刑の規準を作成する主体の問題に及ぶことになる。インディアナでは、立法者が自らその主体となつた。その結果、そこでは刑を引き上げようとする強力な政治的圧力にさらさるということもなつた。そこで、そのような点にも十分配慮したものとして、ミネソタの方式やオレゴンの方式などが考案された。⁽⁵⁾ 量刑委員会による指針方式、パロール機関による指針方式など、特定の規則制定主体で、規準を作成し、審理する時間を十分に有し、政治的圧力から幾分かよく絶縁され得るものに委ねるやり方がそれであつた。

III

インディアナ新刑法典の量刑条項は、不公正な、信頼され難いような厳しい刑罰体系と一体となつた幅広い自由裁量を提供しており、その量刑公式は、今回の量刑改革の運動が排除しようとした従来の不定期刑の量刑様式と類似性をもつたものとなつてしまつた。結局、量刑裁量を構造化しようという試みは殆ど行われることもなく、立法の公式的文言の背後では、量刑関与者の個人的意図と感情のあつれきとその支配、そして慣例的馴致が幅を利かせるに任される結果となつた。このような量刑方式の下では、一般に刑の不同等性の排除も、人間の尊嚴の法的次元での保障も、眞面目に追求するような意識が存在しないのではないかと疑われても仕方がないであらう。ただ口言するだけと、それを規準化することとの間に、一般に考えられがちであるよりも以上に、追求してみれば大きな意識の溝が横たわつてゐるものである。

今日、世界史的次元に責任をもつて登場することを余儀なくされている我国の社会制度、法制度のあり方を考え直すに当つても、このような量刑改革の試みは、色々の意味で十分参考となるものである。心もや深く探り、何をどうのような形で拾い集めてくるかは、人の思想の次元の態様によつて異なるのであらうが。

注

- (一) 主要な参考文献は以下の一覧りであり、参照条文もいれぬば抜いてある。
Clear, Hewitt & Regoli, "Discretion and the Determinate Sentence: Its Distribution, Control, and Effect on Time Served", 21 Crime & Delinquency 428(1978);
A. von Hirsch, "The New Indiana Sentencing Code: Is It Indeterminate Sentencing?" in An Anatomy of

- Criminal Justice: A System Overview, eds. Foust & Webster 143 (1980); Lagoy, Hussey & Kramer, "A Comparative Assessment of Determinate Sentencing in the Four Pioneer States", 21 Crime & Delinquency 385 (1978); Hussey & Lagoy, "The Determinate Sentence and Its Impact on Parole", 19 Criminal Law Bulletin 101 (1983); Hussey & Lagoy, "The Impact of Determinate Sentencing Structures", 17 Criminal Law Bulletin 197 (1981). 這「惡性懲罰-KOOP」是誰的監。
- (~) A. von Hirsch & K. Hanrahan, "Determinate Penalty Systems in America: An Overview", 27 Crime & Delinquency 289, 315 (1981).
- (~) American Friends Service Committee, Struggle for Justice (1971); M. E. Frankel, Criminal Sentences: Law without Order (1972); Frankel, "Lawlessness in Sentencing", 41 U. Cincinnati L. Rev. 1 (1972); Norval Morris, The Future of Imprisonment (1974); J. Q. Wilson, Thinking about Crime (1975); K. M. Harris, "Disquisition on the Need for a New Model of Criminal Sanctioning Systems", 77 West Virginia L. Rev. 263 (1975); Ernest van den Haag, Punishing Criminals (1975); Andrew von Hirsch, Doing Justice (1976); Twentieth Century Fund, Task Force on Criminal Sentencing, Fair and Certain Punishment (1976).
- (~) P. D. McAnany et al, "Illinois Reconciders 'Flat-Time'", 1976 Chicago-Kent L. Rev. 625.
- (o) Haag, *supra* note 3, at 190; J. Q. Wilson, *supra* note 3 at 50.
- (e) Robert Martinson, "New Finds, New Views: A Note of Caution Regarding Sentencing Reform", 7 Hofstra L. Rev. 243 (1979).
- (~) Norval Morris, *supra* note 3, at 15.
- (~) A. von Hirsch, *supra* note 3.
- (c) American Friends Service Committee, *supra* note 3, at 39.
- (o) Marvin Frankel, Criminal Sentences 88 (1972).
- (i) Twentieth Century Fund, *supra* note 3, at 120-121.
- (e) Erik Olin Wright, The Politics of Punishment (1973).

- (22) A. von Hirsch, *supra note 3*, ch.1; Twentieth Century Fund, *supra note 3*.
- (23) Norval Morris, *supra note 3*.
- (24) Twentieth Century Fund, *supra note 3*.
- (25) David Fogel, "We Are the Living Proof...": The Justice Model for Corrections (1975); Twentieth Century Fund, *supra note 3*.
- (26) Marvin Frankel, Criminal Sentences (1972).
- (27) Cf. A. von Hirsch & K. Hanrahan, *The Question of Parole: Retention, Reform or Abolition?* (1979).
- (28) John Kleinig, Punishment and Desert (1973); Norval Morris, *supra note 3*; Kay M. Harris, *supra note 3*; Twentieth Century Fund, *supra note 3*; A. von Hirsch, *supra note 3*.
- (29) A. von Hirsch, *supra note 1*, at 146.
- (30) Cf. Clear, Hewitt & Rogoff, *supra note 1*, at 432.
- (31) George Cole, "Will Definite Sentences Make a Difference?" *Judicature*, August 1977, at 63.
- (32) Twentieth Century Fund, *supra note 3*, at 9.
- (33) David Fogel, *supra note 16*, at 310.
- (34) Cf. Lagoy, Hussey & Kramer, *supra note 1*.
- (35) Cf. A. von Hirsch, *supra note 1*, at 143.
- (36) Clear, Hewitt & Regoli, *supra note 1*, at 433.
- (37) Lagoy, Hussey & Kramer, *supra note 1*, at 391. たゞ、Torry は別途量刑法規の導入を支持しない。第一は、
トの通り、死刑や、ローレンス放逐を廃止したが、裁判所の量刑決定を支配する規準は確立しない。第二は、カラハーヴィ
トの通り、特別の罪の懲罰を決定するため。第三は、ベント、カラハーヴィの通り、通常の一般的な量刑規準による決定が
むずかしいから。Michael Tonry, "Structuring Sentencing", in *Crime and Justice*, eds. Tonry & Morris, 267, 316
(1988).
- (38) Cf. Lagoy, Hussey & Kramer, *supra note 1*, at 391.

- (32) Clear, Hewitt & Regoli, *supra* note 1, at 433-434 n.34.
- (33) Ibid. at 434.
- (34) A. von Hirsch, *supra* note 1, at 147. 何れ「自由裁量の源は訴追者のそれである。刑事裁判に関する社会観念の中から現り出現在る神話のうちに」と「裁判官が量刑を行ふ」ということが指摘されてきた。実際には、刑を決定すべき権限は、立法者・訴追者・裁判官やつて、ロール機關なし矯正機關に配分されてしまう。ある論者は、所謂水压原理を類推して、監禁手段の中でも訴追者の裁量の幾分かは常に参事官の裁量権限の増大を招く」と主張した。Clear, Hewitt & Regoli, *supra* note 1, at 435; A. W. Alschuler, "Sentencing Reform and Prosecutorial Power", 126 U. Pa. L. Rev. 550 (1978). たゞ、必ずしも無理提的じ一般性に附ね得るとは言えぬれども、イントーナの場合、この延々十分な考慮が払はれた形跡はなく、やの結果「訴追者の辻」へと重疊を招くことになつた。実際、訴追裁量の甚しい拡張が指摘された。
- (35) Clear, Hewitt & Regoli, *supra*.
- (36) Clear, Hewitt & Regoli, *supra*, at 437.
- (37) Hussey & Lagoy, *supra* note 1, at 113 (1982).
- (38) Hussey & Lagoy, *supra* note 1, at 216-217 (1981).
- (39) A. von Hirsch, *supra* note 1, at 148.
- (40) Ibid.
- (41) Ibid.
- (42) Ibid. at 148 n. 29.
- (43) オレゴン州の法典「ペニティエンス法」、「重大な罪行を犯すたる懲罰の基」、その基に上乗する懲罰範囲を特定する規則が作成された。Oregon Revised Statutes § 144. 125.) A. von Hirsch, *supra* note 1, at 148 n. 30.
- (44) Hussey & Lagoy, *supra* note 1, at 113 (1983).
- (45) A. von Hirsch, *supra* note 1, at 148.
- (46) Ibid.
- (47) Clear, Hewitt & Regoli, *supra* note 1, at 440.
- (48) Ibid. at 438-439. See also Leonard Orland, "From Vengeance to Vengeance", 7 Hofstra L. Rev. 29, at 45 (1978).

「重刑法典の改正がインディアナ州などでは、収刑期間の平等性に疑いやねうとうじょう考へた、思想やある。インディアナ州……が行なつたことは、潜在的に恣意的な権限をハーベルトからハーバード規律委員会に移し変えることであつ。」

(45) Hussey & Lagoy, supra note 1, at 114 (1983).

(46) Ibid. 同様にこのふたつの制度が必要とされるのか、その因果論的理由は後の叙述から明らかとなるべ。併し、その根柢にふくらむ性的の批判は、本稿の対象でない。

(47) Lagoy, Hussey & Kramer, supra note 1, at 393.

(48) Clear, Hewitt & Regoli, supra note 1, at 440 et seq.

(49) 「監禁代を扶し監禁せしめよ」と命ぜ。Clear, Hewitt & Regoli, ibid. at 441.

(50) Ibid. at 442.

(51) Ibid. at 443.

(52) A. von Hirsch, supra note 1, at 149 et seq.

(53) Ibid. at 149.

(54) Ibid. at 150; Clear, Hewitt & Regoli, supra note 1, at 443-444; Hussey & Lagoy, supra note 1, at 113 (1983). 「死刑は余り厳しくして、最悪・最悪の罪に付するべきである。」

(55) A. von Hirsch, supra note 1, at 150.

(56) Ibid.

(57) Ibid. at 151. See also Twentieth Century Fund, supra note 3, at 31-34; James Q. Wilson, supra note 3, at 179.

(58) See Albert W. Alschuler, supra note 32.

(59) James Q. Wilson, supra note 3.

(60) A. von Hirsch, supra note 1, at 151. 「死に刑は規定され、カリカチャリテの規定に付せば、別稿に述べたとおり予定や規定である。」

(61) Ibid.

(62) Ibid. at 151-152. See also Clear, Hewitt & Regoli, supra note 1, at 445. 「死刑は余り厳しくして最悪が緩和されたくなる

(3) Clear, Hewitt & Regoli, *supra* note 1, at 444.

(4) Ibid.

(5) Cf. A. von Hirsch & K. Hanrahan, *The Question of Parole*, ch. 9.